多治見市長 高 木 貴 行 様

多治見市廃棄物減量等推進審議会 会長 小澤正邦

ごみ処理手数料(ごみ袋、持ち込み)の改定案について(答申)

令和5年11月28日付け多環第1403号によって諮問のありました、ごみ処理手数料 (ごみ袋、持ち込み)について、廃棄物減量等推進審議会での審議の結果、ごみ処理手 数料の改定については、次のとおり答申します。

ごみ袋については、提案どおり改定なしとします。

家庭用及び事業系の持ち込み手数料は下記の表のように値上げはやむを得ないと考えます。

実施にあたっては、市民や事業者へ審議会での留意事項を踏まえ、十分な周知をしてください。

種別	現状	改定案(税込)
指定ごみ袋(大・中・小)	1セット520円	改定なし
家庭用ごみ持ち込み	20kg ごとに 100 円	20kg ごとに 160 円
事業系ごみ持ち込み	20kg ごとに 210 円	20kg ごとに 320 円

審議会として、諮問に対する答申にあたり、次の事項について留意して、検討した ので報告します。

■留意事項1:ごみ処理手数料(ごみ袋、持ち込み)の負担割合

平成17年度の当審議会でごみ処理費用に対する負担割合は、家庭ごみが3分の1程度、事業ごみが3分の2程度とされました。以来この負担割合でごみ処理手数料の考えを統一したこともあるため、今後も変えることは想定していません。

家庭ごみ(ごみ袋)の現状の負担割合は31.7%と3分の1程度であること、またごみ袋の値上げは市民生活に影響が大きく、経費の増加分をそのまま価格に転嫁するのはごみ減量に努めている市民の「ごみ減量努力に報いる」主旨から適当でないと判断します。

一方、持ち込み手数料の負担割合は、現状家庭用 19.7%、事業系 41.4%となっています。

家庭ごみは通常収集することから、市民生活の影響は小さく、持ち込み量も増加していることも踏まえて、応分の負担を求めることが必要です。

また、事業系のごみ持ち込みも、平成27年度以降増加傾向が続き、ごみ減量の視点からも応分の負担を求めることが必要です。

持ち込み手数料については、令和2年度に家庭用及び事業系とも負担割合が 1/3、 2/3 を下回っていたことから改定を検討しましたが、コロナ禍における市民生活への 影響を鑑み、見送ったこともあり、今回に関しては値上げもやむを得ないと考えます。

■留意事項2:物価高騰

諮問で示されたとおり、ごみの処理費用、施設管理費、焼却する際の燃料であるコークスの高騰など物価上昇の影響があり、焼却に関する費用は増大しています。

特に近年は急激な円安やウクライナ情勢等によるエネルギー価格や資材価格の高騰、全国的な賃上げの動きからごみ処理費用は上昇し、値上げをせざるを得ない状況です。

■留意事項3:十分な周知、広報の充実

ごみ処理手数料の見直しについては市民等の直接の負担感を伴うもので、広く意見

を聴きながら検討をすべきと考えます。

今回の持ち込み料金の改定について、パブリック・コメントの募集を行い、ホームページや広報紙などで広く市民へ周知するだけでなく、持ち込みを行う収集運搬許可業者を対象に説明会を実施し理解の浸透を図るなど、その許可業者の利用事業者にも十分な周知が必要と考えます。

また、直接搬入を市が承認している市内の小規模事業者(年間廃棄物持ち込み量50 トン未満)に関しては、毎年度実施する搬入許可申請時の機会を活用して周知をする よう求めます。

■留意事項4:ごみの減量化

ごみ問題は市民の意識も大切です。

家庭でできる取り組みとして、必要なものを必要な分だけ買う、余った食品は期限前に使いきるなどがあり、食品ロスの削減が廃棄物を減らすことにつながります。

食品ロスを減らすためには、事業者、家庭双方で取り組む必要があります。

市民への広報を十分に行い、事業者としての取り組みについても、市として検討していただくよう求めます。

—以上—